

留守家庭児童教室 夏季休業期間の入室申請のお知らせ

市は、小学校の夏季休業期間における留守家庭児童教室の入室申請書の配付と受け付けを次のとおり行います。

- 対象／小学校の夏季休業期間中に保護者の保護を受けることができない小学1～4年生（保護者が月15日以上就労しているなどの条件あり）
- 配付・受付日時／5月28日、6月4・18日 いずれも土曜日の午前9時30分～正午、午後1時30分～4時30分
- 配付・受付場所／各小学校にある留守家庭児童教室 ※上石津地域の人は、上石津留守家庭児童教室（牧田小学校内）
- 保育料（夏季休業期間）／前年の世帯所得税額により8,000円～20,000円 ※時間延長の利用には、別途費用がかかります。生活保護世帯は無料
- 備考／高学年の入室を希望する人などは、民間学童保育「どろんこ子どもクラブ」(☎47-6400) へ
- 問合せ／社会教育スポーツ課 (☎47-8063) へ



災害時「非常用電源装置」などの購入費を助成します

重度の障がいがある人が必要とする

市は、人工呼吸器などの電源が必要な医療機器を在宅で使用する重度の障がいがある人が、災害時の停電に備えて、非常用電源装置などを購入する費用を助成します（購入前に申請が必要）。

助成額や申請方法など詳しくは、障がい福祉課(☎47-7298) へ。

- *対象／市内に住民票があって在宅で生活し、災害対策基本法による「個別避難計画」が策定されており、①②のいずれかの要件に該当する人
- ①呼吸器機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている
- ②生命・身体機能の維持のため、電源が必要な医療機器を使用していることを医師が証明できる

市民プールの臨時職員を募集します（監視員・受付事務員）



大垣市体育連盟は、大垣市民プールと勤労身体障害者等市民プールの臨時職員を募集します。

- *応募資格／18歳以上の人
- *雇用期間／7月16日～8月28日 午前8時30分～午後6時（実働7時間45分、時差出勤）
- ※新型コロナウイルス感染拡大状況により、開場を中止する場合があります

- *募集人員／監視員80人程度、受付事務員10人程度（選考）
- *選考方法／書類・実技審査
- *日給／監視員＝8,500円、受付事務員＝7,100円（いずれも交通費込み。大垣市民プールは100円増）
- *申込／5月27日までに、同連盟事務局（総合体育館内、☎78-1122）へ

テレワーク用 サテライトオフィス 入居支援

新型コロナウイルス感染対策として、施設利用型テレワークを行うためのサテライトオフィスをソフトピアジャパンセンターに整備する際、その利用料(家賃)の3分の2を令和5年3月31日まで減免します。

申込方法など詳しくは、ソフトピアジャパンセンター指定管理者(☎77-1111) へ。



ソフトピアジャパンセンタービル

大垣市民病院 医師事務作業補助者を募集

- *業務内容／大垣市民病院で医療情報(診療情報提供書、治療内容等)のパソコン登録作業など
- *応募資格／免許・資格は不要 ※採用後に研修あり
- *募集人数／3人程度
- *勤務時間／午前8時30分～午後5時15分 週5日勤務
- *任用期間／任用の日～令和5年3月31日 ※必要に応じて4月以降も継続の可能性あり
- *月給／143,800円（通勤手当・時間外手当は別途支給）
- *選考方法／書類選考および面接
- *応募方法／会計年度任用職員登録申込書（市民病院HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、郵送で同病院庶務課（〒503-8502 南頬町4-86、☎81-3341 内線6133）へ

スイトピアセンター「ワンコインステージ」出演者を募集します

大垣市文化事業団は、スイトピアセンターの文化ホールや音楽堂で公演を行う出演者を募集します。

- ◆応募資格／18歳以上の人（学生は不可）



- ◆開催時間／9月～12月のうち1日（1時間程度の公演）
 - ◆内容／音楽、演劇、ダンス、舞踊、伝統芸能など
 - ◆募集数／2件（選考） ※個人・団体を問いません
 - ◆募集期間／5月16日～6月17日
- 応募方法など詳しくは、同事業団HPをご覧ください。同事業団(☎82-2310) へ。

ご確認ください！

屋外広告物は許可が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、条例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。詳しくは、都市計画課(☎47-8694) へ。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、下の4つの要件をすべて満たすものです。営利目的か否かは問いませんのでご注意ください。 ※自分の敷地内でも規制がかかります

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板や広告塔(板)、そのほか工作物などに表示されたもの、またはこれらに類するもの

許可申請が必要

許可申請書(市HPからダウンロード可)に必要な書類を添付し、市に申請してください。高さや面積などの基準を審査します。また許可には、面積などに応じ、審査にかかる手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所につき表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。 ※許可期間満了後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の手続きが必要です

安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。

広告物を表示・設置するにあたり、広告主、所有者、広告物設置業者などは、補修その他、必要な管理を行う義務があります。

